

出納員に対する委任事項（平成 20 年岩手県告示第 99 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 12 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 広域振興局税務部納税課長若しくは広域振興局総合支局地域支援部税務室長（花巻総合支局地域支援部遠野県民センターにあつては遠野県民センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局企画総務部税務室長（盛岡地方振興局にあつては税務部管理課長、宮古地方振興局にあつては税務部納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、広域振興局総合支局（以下「総合支局」という。）、総合支局地域支援部県民センター（以下「県民センター」という。）又は地方振興局に係る次の事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>12 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 2 条第 5 号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項</p> <p>当該事務所に係る次の事項（給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	<p>1 広域振興局税務部納税課長若しくは広域振興局総合支局地域支援部税務室長（花巻総合支局地域支援部遠野県民センターにあつては遠野県民センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局企画総務部税務室長（盛岡地方振興局にあつては税務部管理課長、宮古地方振興局にあつては税務部納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、広域振興局総合支局（以下「総合支局」という。）、総合支局地域支援部県民センター（以下「県民センター」という。）又は地方振興局に係る次の事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 地方法人特別税及びこれに附帯する歳入歳出外現金（以下 1 において「地方法人特別税等」という。）並びに地方法人特別税等に係る保管有価証券の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び保管（会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 120 条第 2 号イの区分により整理される地方法人特別税等の保管を除く。）を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 地方法人特別税等（会計規則第 120 条第 2 号イの区分により整理されるものを除く。）の記録管理を行うこと。</u></p> <p><u>(7) ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の受取り及び保管を行うこと。</u></p> <p>12 会計規則第 2 条第 5 号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項</p> <p>当該事務所に係る次の事項（給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(9) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	